

石川県公報

令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）

号 外

（第 7 2 号）

目 次

規 則	告 示
○石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則 (労働企画課) 1	○鳥獣保護区の存続期間の更新 (自然環境課) 1 ○特定猟具使用禁止区域の指定 (同) 3

規 則

石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十五号

石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

石川県立産業技術専門校条例施行規則（昭和四十八年石川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一石川県立小松産業技術専門校の項中「生産設備製造科」を「CAD機械加工科」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

石川県告示第350号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

令和 7 年10月31日

石川県知事 馳 浩

1 名称

鶴来鳥獣保護区

2 区域

白山市白山町の林道人作谷線と県道鶴来水島美川線との交点を起点とし、同所から同県道を北へ進み白山市道ロープウェー線との交点に至り、同所から同市道を東に進み獅子吼高原ゴンドラ山麓駅に至り、同所から同ゴンドラ沿いに進み獅子吼高原ゴンドラ山頂駅に至り、同所から獅子吼高原西側境界（獅子吼高原全域を含む。）沿いに仏舍利塔を経て倉ヶ嶽歩道に至り、同所から同遊歩道を北に進み馬のたてがみを経て林道風吹線との交点に至り、同所から同林道をさらに北に進み金沢市との行政区界に至り、同所から同行政区界を南に進み倉ヶ嶽池と獅子吼高原月おしみ小屋を経てさらに南に進み大まわり道に至り、同所から人作谷川へ下り同川の通称一の渡し橋に至り、同所から林道人作谷線を下り起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

500ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域の一部は、獅子吼・手取県立自然公園に指定されており、ヒヨドリやコゲラ、カワラヒワなど多種の鳥類及び獣類が生息している。また、野鳥ふれあい広場も整備されている。

したがって、鳥獣の生息、繁殖のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

鳥獣保護区であることが周知されるよう、主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護管理員及び県職員担当者が保護区域内を巡視する。また、野生鳥獣による農林水産物被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度や特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の適正な活用により被害防止に努める。

1 名称

眉丈山鳥獣保護区

2 区域

羽咋市一ノ宮町地内の国道249号と市道一ノ宮34号線との交点を起点とし、同所から同国道を北西に進み市道一ノ宮19号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上甘田33号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み町道高浜羽咋線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道百刈橋（大堤）線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み農業用溜池、大堤えん堤との交点に至り、同所から同えん堤を南に進み通称ながたに川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み羽咋市上中山町地内の市道越路野45号線との交点に至り、同所から同市道を東北東に進み一般県道羽咋田鶴浜線との交点に至り、同所から同県道を南に進みのと里山海道との交点に至り、同所から同道路を南西に進み市道一ノ宮34号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

602ヘクタール

4 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、針葉樹、広葉樹の豊富な林相を呈し、鳥類、獣類ともに極めて安定した生態系を有している。また、区域内には大小80余りの溜池や湿地が散在し、野鳥の格好の採餌場、休憩地となっており、渡り鳥の中継地としても重要な区域である。

このことから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

豊富な林相や湿原などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

1 名称

一ノ宮鳥獣保護区

2 区域

羽咋市大川町地内の汐見大橋右岸を起点とし、同所から羽咋川右岸を下流に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北に進み大社川左岸との交点に至り、同所から同川を上流に進み県道羽咋巖門自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南南東に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南南西に進み市道北新線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

96ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、二級河川羽咋川河口から北に続く砂丘及び丘陵地であり、海岸線は渡り鳥の格好の休憩地となっている。また、羽咋川の三日月湖である通称「太田の崖」には、カモ類、サギ類などの水鳥やヒバリ、オオヨシキリなどの草原にすむ鳥類が豊富に生息している。

このことから、法第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

当該区域は、海岸沿いに安定したクロマツの防風林帯が続き、散策路も整備されており、人々の憩いと安らぎの場として今後も活用を図る。

石川県告示第 351 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和 7 年 10 月 31 日

石川県知事 馳 浩

1 名称

山代特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市桂谷町地内の市道 B 第 109 号線と山代温泉鳥獣保護区との交点を起点とし、同鳥獣保護区沿いに東に進み須谷町地内の市道 B 第 283 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み林道茗荷線との交点に至り、同所から同林道を南西に終点まで進み更に南に直進し桂谷町地内の桂谷川支流沿いの山道との交点に至り、同山道を西に進み林道桂谷大谷線との交点に至り、同所から同林道を北に進み市道 B 第 109 号線を経て起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

184ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

安宅育成特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市安宅町地内の梯川河口右岸堤と海岸汀線との交点を起点とし、同所から同海岸汀線を北東に進み小松市と能美市との行政区界の交点に至り、同所から同行政区界を南東に進み市道浜大島線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み小松市長崎町地内の市道天神町長崎線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下牧小島線との交点に至り、同所から同市道を南に進み梯川右岸堤との交点に至り、同所から同堤防を東に進み天神水管橋との交点に至り、同所から同水管橋を南東に進み梯川左岸堤との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み市道土居原下牧線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道城南下牧線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から市道城南末広緑地線を南西に進み市道末広緑地白山町線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道向本折西側線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道向本折飛行場線との交点に至

り、同所から同市道を北西に進み市道浮柳串茶屋線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道浮柳町中線を経て市道浮柳安宅線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道安宅新安宅線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み梯川右岸に至り、同所から同川右岸河口に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 面積

545ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

八幡特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市若杉町地内の市道若杉町西側線と市道沖町八幡線との交点を起点とし、同所から市道沖町八幡線を東に進み国道 360 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み市道軽海町 11 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道軽海町 12 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般県道金平寺井線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般県道大野八幡線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道清谷線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道金沢小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み国道 8 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み主要地方道金沢小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み市道吉竹千木野線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道吉竹窯元線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道若杉吉竹線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道若杉町西側線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

585ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

粟崎特定猟具使用禁止区域

2 区域

金沢市粟崎町 4 丁目地内の主要地方道金沢田鶴浜線と港湾道路粟崎大浜線との交点を起点とし、同所から同港湾道路を北西に進みゴルフ倶楽部金沢リンクスの所有地境界に至り、同所から同境界を北東に進み河北郡内灘町と金沢市との行政区界に至り、同所から同行政区界を南東に進み主要地方道金沢田鶴浜線との交点に至り、同所から南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

56ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

紋平柿団地特定猟具使用禁止区域

2 区域

かほく市野寺地内の国道 471 号の野寺バス停を起点とし、同所から同国道を南西に進み市道八野 8 号線に至り、八野大橋を経て市道黒川 10 号線を進み一般県道黒川横山線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道長柄

町 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道長柄町 3 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み夏栗橋を経て一般県道八野高松線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道瀬戸町 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み羽咋郡宝達志水町との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を東に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

159ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

一ノ宮特定猟具使用禁止区域

2 区域

羽咋市一ノ宮町地内の市道一ノ宮 19 号線と国道 249 号との交点を起点とし、同所から同国道を北西に進み市道一ノ宮 56 号線との交点に至り、同所から南西に進み市道一ノ宮 66 号線との交点に至り、同所から南東に進み市道一ノ宮 4 号線との交点に至り、同所から南西に進み県道滝港線との交点に至り、同所から西側の海岸汀線に至り、同所から同汀線を北上し中谷川（通称）の最下流部との交点に至り、同所から中谷川を上流方向に進み市道上甘田 33 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道一ノ宮 19 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み国道 249 号との起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

151ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

白浜特定猟具使用禁止区域

2 区域

七尾市白浜町地内の市道田鶴浜馬場線と国道 249 号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み市道白浜 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道白浜 3 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道白浜 12 号線との交点に至り、同所から市道白浜 3 号線を東に進み市道白浜 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み馬場区水門に至り、同所から市道田鶴浜馬場線を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

55ヘクタール

4 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

